

指定信用情報機関関係事務ガイドライン（事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係）の概要

ガイドラインの制定

- ・改正貸金業法において、個人向け貸付を行う全ての貸金業者に対して、国が指定する信用情報機関への照会義務等を課す、指定信用情報機関制度を創設。
- ・指定信用情報機関については、一種の社会的インフラとしての役割を果たすことが期待され、適切な経営管理や業務の適切性等が確保される必要。

ガイドライン (指定信用情報機関)

- 指定・監督に当たっての評価項目（Ⅰ）
- 監督に係る事務処理上の留意点（Ⅱ）
- 指定信用情報機関の間で提供する情報の内容（「別紙」）

I. 指定・監督に当たっての評価項目

○経営管理等

- ・経営管理（経営管理が有効に機能するための態勢整備）
- ・人的構成

等

○業務の適切性

- ・反社会的勢力による被害の防止
- ・役員の兼職制限
- ・兼業の制限（兼業は原則禁止。内閣総理大臣が個別に承認）
- ・信用情報提供等業務の委託（内閣総理大臣の承認を前提として一部委託が可能）
- ・差別的取扱いの禁止（正当な理由なく貸金業者の加入を拒否することの禁止）
- ・システムリスク管理

等

○業務規程関係

- ・信用情報の収集・提供及び他の指定信用情報機関との連携
 - －システム対応（業務を適正かつ確実に実施するための態勢整備）
 - －営業時間及び休日（情報提供時間は8時から22時）
 - －収集・提供情報等の取扱い（返済能力に関する情報に限定）
- ・信用情報の安全管理（個人情報保護法等に則った措置の確保）
- ・信用情報の正確性（名寄せのための態勢整備）
- ・加入貸金業者の監督（加入貸金業者の個人情報の安全管理措置をチェック）
- ・統計の作成・公表（各種データの定期的な公表）

等

II. 監督に係る事務処理上の留意点

○報告書等の提出（業務及び財産に関する報告書等の提出）

○行政処分を行う際の留意点（行政処分の基準等）

等

指定信用情報機関の間で提供する情報の内容（「別紙」）

○個人信用情報の内容

- ・本人特定要件（氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先の商号・名称、身分証明書番号等）
- ・契約内容等（契約年月日、貸付けの金額、貸付けの残高、元本又は利息の支払の遅延の有無等）

○特定情報

- ・指定信用情報機関への照会状況（当日中の借回りを防止）

等